

商品概要説明書

据置定期貯金

(2019 年 4 月 1 日現在)

商 品 名 (愛称)	・据置定期貯金 (愛称：満期フリー定期)
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・最長 5 年、据置期間 6 か月 ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 円以上 1,000 万円未満 ・1 円単位
払戻方法	・据置期間 6 か月経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1 回あたり 1 万円以上 1 円単位となります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入金額 300 万円未満と 300 万円以上の金額階層別に、預入日から払戻日までの期間に対応した預入時の次の店頭表示金利を適用します。なお、一部支払いした場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ① 6 か月以上 1 年未満の利率 ② 1 年以上 2 年未満の利率 ③ 2 年以上 3 年未満の利率 ④ 3 年以上 4 年未満の利率 ⑤ 4 年以上 5 年未満の利率 ⑥ 5 年の利率 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間中に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につき ましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：０５６ ８－４７－５６１８）にお申し出ください。当組合では規則の制 定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９） でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の 機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはＪＡバンク 相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会 （電話：０５２－２０３－１７７７）
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ尾張中央